

【応募条件等】		
番号	質問	回答
A-1	応募を想定している機関は大学、研究機関等に限られるか。企業は応募できないのか。	企業も応募できます。
A-2	複数の肩書きを有する研究者は、兼業側の肩書きで応募することは可能か。	機関を対象とした公募なので、兼業側の機関の長が承諾していれば差し障りありません。
A-3	「応募資格者」の「その他 AMED 理事長が適当と認めるもの」とは何か。	その都度お問い合わせ下さい。
A-4	糖鎖標的の例として糖タンパク質等と記載されているが、糖脂質やプロテオグリカンに関わる研究は本事業の対象外か。	本事業は、糖鎖を対象にした創薬標的の拡充のための技術開発であり、糖鎖に対する分子標的薬等の創薬に貢献するものであれば公募対象となります。糖タンパク質は最も想定される公募対象の一例ではありますが、限定されるものではありません。ただし、本事業では研究開発提案①、②、技術開発提案 A、B を一体化して 1 事業としますので、必要に応じては、研究対象の範囲をある程度、調整して採択する可能性はあります。
A-5	既に大学と企業との共同研究で糖鎖に関わる技術の開発を進めているが、その場合でも応募可能か？	はい。ただし、既に企業等との共同研究に基づいて行われている研究については、すでに企業と共同研究している場合は、導出の契約や、導出につながる契約を行うことなどが、本事業で求められる「導出」となります。
A-6	研究開発代表者として応募する者が、本事業の別の課題の研究開発分担者として応募することは可能か。	重複応募は認められません。
A-7	異なる研究機関の研究者を、研究開発分担者にできるか。	できます。その際は、研究開発分担者の所属機関を分担機関とし、分担機関の設定の必要性について、具体的かつ詳細に提出書類に記載してください。

A-8	糖鎖創薬に係る基盤技術を確立するとともに、創薬標的等の創出まで求められますとあるが、薬等のプロダクトの創出まで求められるのか。	本事業は、基盤技術の確立を目的とします。そして、基盤技術が確立できたことの指標として、創薬標的等の導出が実現するものと考えています。薬等のプロダクトの創出を必須とはしていませんが、結果的にプロダクトが創出され、企業等に導出できた場合は、それも出口としてポジティブに評価します。
A-9	事業に参画していない他の研究者と、本事業の内容と関連する共同研究は可能か。	直接的に本事業に関わる内容であれば、本事業の制度に基づいて対応してください。
A-10	技術開発提案 AB では、提示された 5 つの研究課題を均等に課題採択するのか。	採択評価委員会における審査の結果を踏まえ採択します。
A-11	技術開発提案は AB では、提示された 5 つの研究課題にどの程度関係していればいいのか。	特に基準はありませんが、研究課題の進展、特に新規創薬標的の探索や評価にどう貢献できるかを明確にしてください
A-12	既に科研費や公的資金で採択されている課題がある場合、その応用というかたちで応募可能か。	既に科研費や公的資金で採択されている課題と、本事業における研究開発提案が、明確に仕分けできる場合は、応募は可能です。
A-13	大学と企業間を調整するプログラムマネージャーの雇用はできるか。	課題の推進上必要不可欠であれば雇用できます。
A-14	民間企業が外資系企業で日本法人格がある場合は応募可能か。その場合、研究の一部を海外で実施することは可能か。	応募は可能です。ただし、本事業の目的を達成できる機関であることが求められます。
A-15	既に科研費の助成を受けているが、本事業に応募して採択された場合、科研費を取り下げれば問題ないか。	実質的に同一の内容で、既に研究助成（公的助成及び民間との共同研究等を含む）を受けている場合、又は採択が決定している場合は審査の対象から除外、採択の取り消し、又は委託費の減額を行うことがあります。また、科研費の取り下げについては配分機関に御相談下さい。
A-16	次年度以降において分担機関を追加できるか。	課題評価委員会等において、課題の推進上、必要と判断された場合は追加可能です。

A-17	研究科の長を「機関の長」として位置づけることは可能か。	「研究科の長」が、委託研究開発契約書において押印者となることができる場合に限り、可能です。
A-18	公益財団法人は代表機関になれるか？	公募要領 II、 1. (1) に記載の通り代表機関にはなれません。
A-19	代表機関になれない機関からの応募の場合、代表機関と共同で応募する必要があるのか。	はい。
A-20	名誉教授は研究開発代表者になれるのか。	機関の長が承諾していれば可能です。
A-21	代表機関および分担機関の担うべき研究開発内容に制限や区別があるか。	特段の制限はありません。
A-22	応募に当たり、予め機関の長の了解を得ておく必要はあるか。	委託研究開発契約書において押印者となる者の了解を予め得ておいてください。
A-23	任期付雇用の研究者でも研究開発代表者となれるか。	はい。研究開発代表者の任期は応募条件には含まれていません。代表機関がその研究者を研究開発代表者として指名するかは、AMED ではなく機関のご判断となります。但し、公募要領 2. (2) (f) における「研究代表者」とは「代表機関」に所属し「代表機関の長」が指名する研究者で、「課題」の実施期間中、日本国内に居住し、「課題」全体の運営及び事業費の適正な執行を管理する者 (1 人) を満たしている必要があります。
A-24	すでに企業と共同研究している場合は、第三者となる企業への導出や導出につながる契約のみが、導出として認められるのか。	導出先は第三者でなくても差し支えありません。
A-25	研究の途中で導出してしまった場合は、どの年をもって研究が打ち切られると考えてよいか。	その場合は、次年度の計画書を基に課題評価委員会等で判断いたします。

A-26	COI(利益相反)委員会がないと応募できないか	応募はできます。この点、AMED では、平成28年度から、AMED『研究活動における利益相反の管理に関する規則』に基づき、研究開発に該当する課題について利益相反管理をお願いします。研究開発に該当する課題に参加する研究機関のうち、平成28年4月1日時点において利益相反規定又は利益相反委員会の整備が未了の研究機関等については、平成30年3月31日までAMED規則の適用を除外するものとしますが、これらの研究機関等においても、AMED事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めていただきますようお願いいたします。詳しくは、AMED website『研究公正』 http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/ にございます、AMED『研究活動における利益相反の管理に関する規則』をご確認ください。
A-27	提出書類チェックリストに、郵送による提出：動物実験等の写し（該当機関のみ）とるが、応募時に動物実験等の写しを提出する必要はあるか？	応募時には提出の必要はありません。提出をお願いした場合にご対応頂けるよう、ご準備頂ければ結構です。
A-28	研究開発項目間の連携が必要となっているが、研究開発提案書に記載するスケジュールは、この連携を考慮して作成する必要があるか。	他の研究開発項目からの成果の提供が必要な部分については、正確な（成果提供の）時期の想定は難しいと思われませんが、中間目標や最終目標を達成するために、適切な時期に成果の提供を受けられたとの前提で、ご計画頂ければと存じます。なお、採択後、各提案を統合した上で新たに研究計画を策定頂きますので、応募頂く段階での研究スケジュールは、上記のように、見込みでの設定で結構です。
A-29	技術開発提案は、研究開発項目 [1] ~ [5] に関わる提案、となっているが、これは、[1] から [5] のどれか一つについて提案する、という理解でよいか。	技術開発提案は、研究開発項目 [1] から [5] のいずれか一つに関わるものをご提案頂くことを想定しておりますが、二つ以上の開発項目に関わるご提案でも、1提案あたりの実施予定額の範囲で実行可能であれば、問題ありません。
A-30	研究開発代表者が別の研究開発分担者に応募することはできないと記載があるが、研究開発分担者が別の研究開発分担者として応募することは可能か。また、一企業内で別の研究員がそれぞれ別の研究開発分担者として応募することは可能か	「研究開発分担者」は、当該事業では、公募要領 I.2 (2) (b)、II.2 (1) (b) および VII.1. の記載のように、分担機関を代表頂ける立場の研究者と考えております。公募要領 III.1 にもございますように、こうした方の重複提案は、本事業では認めない考えでおります。このことは、企業の場合でも同様で、さらに企業の場合、企業としてご参画できる提案は1件のみとさせて頂いております。

A-31	研究開発分担者とは、研究内容や予算管理に責任を負える立場と考えていいか。	はい。
A-31	研究開発分担者でない若手は複数の提案に入ってもいいか	可能です。ただし、エフォートを明確に分けて頂く必要はあります。
A-32	研究開発提案①や②では、企業参画が必要とあるが、公募の段階で、どこまでの参画が求められるのか。	経産事業のため将来の実用化を担える企業と共同チームとして公募頂けることを想定しています。参画企業には、現時点で実用化（製品化）を約束頂く必要はありませんが、技術開発が成功した場合には実用化に取り組んでいただきます。ただし、技術開発の難度等により、事業期間中、実用化に向けた検討（たとえばプロトタイプ作製まで）までしか達成できない計画でも結構です。
A-33	参画企業とは製薬会社でなければならないか。	製薬会社でなくても結構です。研究開発提案①や②で開発する要素技術（たとえば分析技術や糖鎖合成技術等）の実用化を担える企業であれば結構です。
A-34	シーズ探索が重要なのか、技術が重要なのか	本事業では、糖鎖創薬のための技術基盤の確立が最重要です。臨床サンプルを使つての検討は、技術確立あるいは、技術の実証のために不可欠という認識です。検討の結果、いいシーズが見つければ、追求しますが、技術開発なしにシーズさえ見つければいいということではありません。

A-35	異分野からの提案を求めるとのことだが、既に、AMED の他事業に公募している段階だが、本事業への公募も可能か	先に公募された内容と異なる内容で公募頂けば問題ありません。実質的に同一の内容の場合は、A-15 の回答をご参照ください。
------	--	--

【応募様式・審査】		
	質問	回答
B-1	研究者番号は必要か。	提出書類では研究開発代表者のみ研究者番号記載欄がありますが、e-Rad では研究開発代表者も研究開発分担者も研究者番号は必要となります。未取得の場合は急ぎ取得して下さい。
B-2	応募書類は 10 部提出することになっているが、公印が必要か。	e-Rad 提出の際に機関承認をとるので、機関で承認していることを前提に提出されたと判断します。そのため公印は必要ありません。なお、採択後に契約するにあたっては公印が必要となります。
B-3	ヒアリング審査に研究開発代表者が出席できない場合は代理でも良いか。	代理で結構です。ただし、提出書類の「実施体制（参加者リスト）」に記載されている必要があります。また、代表機関のことや研究開発計画に回答できる者である必要があります。
B-4	ヒアリング審査には分担機関が担当する業務を管理する研究開発分担者も出席が必要か。	分担機関の計画に対して質問がされる場合もあるので原則として同席してください。分担機関が担当する業務を管理する研究開発分担者が出席できない場合は、分担機関に所属する研究開発分担者が同席してください。
B-5	ヒアリング時間は指定できるか。	原則として指定できません。

B-6	提出書類のページ数に下限はあるか。	下限は設けていません。また、上限（程度）一杯まで記載する必要はありません。
B-7	応募様式の機関に係る情報は、機関の長が記載する必要があるか。	機関の長が指名する研究開発代表者が責任をもって作成して頂ければ、機関の長に直接御記載頂く必要はありません。
B-8	公募要領に記載されている1課題あたりの実施予定額は年間予算か、事業を通じての予算か。	年間予算です。
B-9	研究開発提案書に記載した内容は公開されるのか。	課題選考に携わる者は、審査の過程で取得した一切の情報について秘密保持することが義務づけられており、かつ提案書類につきましては、公募要領 V. 1. に準じて取り扱いますのでご参照下さい。
B-10	(様式1)5.「研究開発提案者及び経理事務担当者」の②間接経費の要否について、分担機関がある場合、各分担機関の間接経費の総額を計画経費の%として記載すればよいか	「各分担機関の間接経費の総額を計画経費の%として記載する」で結構です。
B-11	(様式1)14.「倫理面への配慮」は分担機関毎に異なるが、分担機関ごとに記載すればよいか。あるいは、ひとまとめにした記載にすべきか、もしくは代表機関のみの記載でよいか。	代表機関のみではなく、ご参加頂く機関ごとの状況について（機関ごとの箇条書きでも結構です）、ご記載いただけますでしょうか。なお、遵守すべき研究に関係する指針等、疫学・生物統計学の関与の有無および臨床登録予定の有無については、提案チーム全体で該当するものをまとめて記載頂いて結構です。
B-12	研究開発リストに載せる研究員は氏名まで確定する必要があるか。	公募の段階では氏名まで確定する必要はありません。必要な要員として研究員 A,B としていただければ結構です。
B-13	提案書には字数制限はあるが、ページの制限はないとの理解でいいか。	はい。ページ制限はありません。字数や 10Mb を超えた記載が必要な時は、補足説明資料を提出することもできます。

B-12	(様式1)6.「研究組織情報」、7.「政府研究開発データベース 研究者番号及びエフォート」19.「他の研究事業等への申請状況(当該年度)」および、20「研究費補助等を受けた過去の実績(過去3年度分)」については、研究開発代表者のみについての記載でいいか、もしくは研究開発分担者についての記載も必要か	いずれも研究開発代表者と研究開発分担者について記載してください。
B-13	(様式1)20.「研究費補助等を受けた過去の実績(過去3年度分)」ですが、複数年で採択されている課題は単年度ごとに記載が必要か。	複数年に渡る場合は単年度ごとの記載は不要です。〇〇年～△△年と記載してください。

【執行等】		
	質問	回答
C-1	本事業では、採択後一体となって事業を進める、とあるが、具体的にはどのようにすればよいのか。	採択後、AMED が仲介して、各事業者が相談する場をご用意いたします。まず、統括する研究代表者を定めていただき、研究代表者の下で各自の研究計画を調整し全体研究計画書に一本化していただきます。その上で、AMED は各事業者と契約を締結いたします。その後は、共通の全体研究計画書と研究代表者の下で、協力して事業を推進していただきます。
C-2	本事業の研究開発成果に係る知財権の帰属はどうなるか。	研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属させることができます。ただし、それにより事業化の際の妨げにならないよう、関係する知的財産権の帰属と利用条件等を定めた知財合意書を事業者間で締結していただきます。
C-3	研究開発代表者の人件費を委託費から充足するのは可能か。	最新版の委託研究開発事務処理説明書に沿って判断してください。
C-4	研究開発代表者および分担機関が担当する業務を管理する研究開発分担者以外の参画者（ポスドク研究員等）は、課題達成に必要であれば海外に居住して現地で課題遂行することは可能か。	内容によりますので、予め、御相談ください。
C-5	経費の目安の「程度」とはどのくらいの金額を許容できるのか。	明確には定めておりません。ただし、採択時の金額については、評価に合わせて調整いたします。
C-6	経費の年度繰り越しは可能か。	原則不可です。但し、やむを得ない事情があれば認められる場合もあります（公募要領 X. 6. 項）。
C-7	経費の項目による占有率制限はあるか。	最新版の委託研究開発事務処理説明書に則った対応をします。

C-8	事業契約は単年度契約か、5年間契約なのか。	単年度契約です。2年度目以降の契約については別途締結することになります。
C-9	採択後に事業途中での辞退は可能か。	委託研究開発中止（廃止）報告書を提出していただければ、事業途中での辞退が可能です。
C-10	本事業の経費を、機関の持ち出しの経費と合わせて使うことは可能か。	本事業の委託費の範囲で計画を立て応募願います。経費の執行に当たっては、委託研究開発事務処理説明書に基づき、大学や公的研究機関等については、一定の要件を満たすことを明らかにし事前に確認を受けることにより、研究機器を合算により購入することが可能です。
C-11	企業等への技術移転はAMEDが窓口になって行うのか、代表機関等（研究者側）が個別に導出するのか。	代表機関等（研究者側）が立案した出口戦略に基づいて、自ら積極的に導出を目指すことが求められます。AMEDは代表機関等が行う導出を支援します。代表機関等は、導出に当たってはAMEDが指名するPSの指導・助言をふまえて行うことが求められます。
C-12	分担機関を事業途中から加えられるのか。	課題評価委員会等において、課題の推進上、必要と判断された場合は追加可能です。
C-13	単年度契約とのことだが、ポスドク等との契約は複数年契約が考慮されるか。	単年度契約を前提に計画してください。
C-14	5年間を通した参加の必要は無いが、必要な時に、課題管理に協力する研究者を加えることは可能か。また、他の機関に研究委託し、委託費から支出することは可能か。	必要な年度に、課題管理に協力する研究者として加えることは可能です。他の機関に研究委託する場合は、内容によって分担機関とする必要もありますので、ご相談ください。
C-15	要素技術を課題評価委員会等で再構成することはあるか。	採択時を含め、課題評価委員会等の判断により再構成する可能性があります。
C-16	企業から特許等の成果を導出まで秘密にしておくことが求められた場合、導出まで目に見える成果が出ない場合も想定されるが、その様な場合、各年度の成果は評価されないのか。	提出された情報等を踏まえ、課題評価委員会等が適切に各課題の進捗管理と評価を行います。

C-17	企業が分担機関として参加する場合、経費の不足分を企業が補うことは可能か。また、本事業に企業研究者が参加する場合、その分の給料を本事業の経費で負担可能か。	本事業との関係を明確に仕分できる必要があります。給料を本事業の経費で負担することは可能ですが、本事業とそれ以外の仕事とのエフォートが明確に管理されている必要があります。
C-18	派遣社員を研究補助員とすることは可能か。	可能です。
C-19	経費について、大型分析機器等をリース契約することは可能か。	「その他」として費用を計上することが可能です。
C-20	知財に関わる経費（弁理士への謝礼や特許出願に係る調査費等）を本事業の経費で負担可能か。	直接経費では認められません。間接経費であれば計上可能です。
C-21	応募様式の経費項目として、外注費や業務委託費が記載されていないが、項目を適宜追加して良いか。	項目を新たに追加することはできません。その他経費で計上してください。
C-22	動物試験を民間の受託試験サービスを利用して実施することは可能か。	その他経費として計上することが可能です。
C-23	雇用される研究員等に専従義務は生じるのか。	いいえ。エフォートに応じて従事する想定です。委託研究開発事務処理説明書をご参照下さい。
C-24	動物試験を民間の受託試験サービスを利用して実施することは可能か。	その他経費として計上することが可能です。
C-25	代表機関および分担機関と AMED との契約形態はどのようになるか。	AMED は代表機関と契約を結びます。分担機関については AMED との契約もしくは代表機関からの再委託となります。
C-26	計画より早い段階で導出が完了した場合、その時点で課題終了となるのか。	その場合は、次年度の計画書を基に課題評価委員会で判断いたします。

C-27	PS,PO,課題評価委員会のメンバーはどのような構成か。	研究の専門家や、企業として導出を受ける立場にある専門家などから構成されております。また、PS,PO,課題評価委員会等以外にも、知財の専門家による支援も想定しております。
C-28	代表機関と分担機関の間での知財権の所有はどうなるか。	あらかじめ代表機関と分担機関の間で協議の上、知財合意書を締結いただきます。その後、知財合意書に基づいて判断いただきます。
C-29	製薬会社等のニーズを確認し、一体となって事業を推進するとはどういうことか。	本事業では、開発した技術が製薬会社等に使われ、新たな分子標的薬の開発等に役立てられることを目指しています。そのため、製薬会社等が本事業に求める意見やニーズを汲みつつ、事業を進めることを期待しています。AMED は事業者と製薬会社等の橋渡しを支援します。
C-30	知財合意書ではどんな取り決めをするのか	事業の実用化を目指す上で、知財をパッケージで活用できるよう合意するものです。事業期間中、各事業者がフォアグラウンド IP やバックグラウンド IP をどこまで活用できるか、事業終了後は各事業者の実用化の妨げにならないように、優先的あるいは常識的な範囲で相互に活用できるなどの取り決めを行っていただきます。公募要領 II.(7) 2.も併せてご参照ください。